

(案)

本実施要綱は今後変更される可能性があります。

中核的介護人材の育成支援モデル事業実施要綱

1 事業の目的

多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていく「山脈型キャリアモデル」の普及を進めているところであるが、介護人材の定着・確保に向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成についても検討し、介護人材の離職防止・定着促進を図ることも重要となる。

こうしたことから、本事業では、特に多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。

3 事業内容

(1) 事務局の設置

実施主体は、事業の円滑な実施に向けて、事業全体の運営・進捗管理を行うための事務局を設置する。

なお、本事務局は、事業の実施に当たり、主体的に活動することとし、モデル対象となった事業者（以下「モデル事業者」という。）と密接にコミュニケーションをとり、事業者の実態や課題に応じた伴走支援等を積極的に検討、実施し、課題整理等を行うこととする。

(2) モデル構築

① 検討委員会・支援チームの設置

- ・ 実施主体の事業内容に対して客観的な立場から技術的・専門的助言等を行う検討委員会を設置すること。
- ・ 検討委員会は、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、職能団体、事業者団体等で構成するものとする。
- ・ 検討委員会による専門的知見を踏まえて、事業内容を決定すること。
- ・ モデル事業者に対して、中核的役割を担う人材に必要となるスキルや研修体系等の環境整備等の支援を行うための支援チームを設置すること。
- ・ 支援チームは、事業目的に応じて、学識経験者、有識者、有資格者等で構成するものとする。また、モデル事業者の実態や課題に応じて、構成や人数を変更することも可能とする。

② 伴走支援等を通した育成環境の構築等支援

- ・ 事務局は、介護事業者において中核的役割を担う人材に関する先行研究等のデスクリサーチや先行して取組を行っている事業者があればその事業者から事前にヒアリング等を行い、予め当該人材に必要なスキルや役割等の仮説を立て整理しておく。その際、検討委員会等において専門的な助言等を受けること。
- ・ モデル事業者の選定（対象者数も含む）にあたり、地域性や事業者規模も考慮すること。また、検討委員会等において専門的な助言を受け、決定すること。
- ・ モデル事業者における中核的役割を担う人材育成のための実態・課題等を把握する。把握方法については、現地・オンライン問わず、事業者及び職員の負担にならない手法で行うこと。
- ・ 支援チームは把握した実態・課題等に基づき事業者や職員の意向等を踏まえた育成のためのキャリアパスや必要な研修等のプラン作成、事業所の目指すべき方向の見える化、その他育成環境を整備するための必要な助言や支援等を行う。支援方法については、現地支援及びオンライン

(案)

等による支援を組み合わせて実施することも可能であり、育成環境を整備する具体的な取組として、例えば、モデル事業者から推薦された人材に対して、支援チームによる合同研修、あるいは、職能・業界団体など地域団体等との連携や外部研修への参加等、さまざまな手法を組み合わせて実施することが想定される。また、支援回数については、モデル事業者の状況によりモデル事業者、支援チーム、事務局にて協議のうえ決定すること。

- ・ 事務局は支援のための日程調整や記録等支援に必要な対応を行うとともに、当該支援実施前に立てた仮説の検証等や地域性・規模等も踏まえた中核的な役割を担う人材に必要なスキルや研修体系、育成に必要な環境整備等について整理を行い、その効果等についても合わせて把握すること。

<②の具体的な流れ（一例）>

※事業者の実情・課題等に応じて適宜変更すること

- a 事務局による先行研究のデスクリサーチ
- b デスクリサーチ等をとおしたモデル事業者の選定案及び役割・スキルの整理案の作成
- c 検討委員会での助言を踏まえモデル事業者や支援チーム等を決定
- d 支援チームによるオンラインでの事業者等における現状や課題のヒアリング（例：事業者の基本情報のほか人材育成・キャリア支援の状況、組織の中で現場と法人間の橋渡し役や地域連携、プロジェクトの推進等の中核的役割を担う人材の有無や、そのほか具体的にどういった役割を果たしているのか、経歴、研修等の受講状況、育成・確保における課題等）
- e 職員の現在の意向の把握や事業者等のビジョンの把握等（中核的な役割を担う人材に求める役割等含む）
- f 事業者等のビジョン、職員意向等を踏まえたキャリアパスや研修体系等環境の構築検討及び支援等

(案)

(3) モデル事業の実施状況等を踏まえた研修等による横展開

モデル事業の検討・実施過程を踏まえ、事業者が中核的な役割を担う人材の育成を行う環境整備を図るための事例集等を作成する。

また、この事例集等を活用し、関係団体や都道府県等自治体とも連携した研修会若しくはシンポジウム等を行い、全国への横展開を行う。

(4) 成果の報告

実施主体は、事業で得られた成果を報告書に取りまとめる。今後の事業実施に資するよう、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体(USBメモリを除く)により福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「当室」という。）に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析
- ・ (3)において作成した事例集等

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める「生活困窮者就労準備支援事業費等（民間団体実施分）の国庫補助について」（令和8年●月●日付け厚生労働省発社援●●第●号厚生労働事務次官通知）に基づき、予算の範囲内で補助する。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、決定する。

6 その他

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、当室に対して定期的な連絡及び協議を行い、当室の指示に従って事業を遂行すること。
- (2) モデル事業者の選定については、当室と協議を行うこととする。

(案)

- (3) 実施主体は、支援先のモデル事業者や、支援チーム、検討委員会等の関係者間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- (4) 実施主体は、職能団体や事業者団体、地方公共団体等と連携を図ること。
- (5) 本事業により作成された成果物は、補助事業終了後の活用方法を当室に協議すること。
- (6) 成果物作成に当たっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。